

議案第96号

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

清水町長 阿部 一 男

## 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年12月に支給する期末手当の特例）

- 4 令和4年12月に支給する期末手当については、第16条の規定によりその例によることとされる清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第16条の規定中「100分の120」とあるのは「100分の130」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。